

仕様書

1 件名

令和8年度 GRAND CYCLE TOKYO の他大会との連携に係る調査委託

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

実行委員会が指定する場所

4 目的

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以下「委託者」という。）は、環境にやさしく、健康にもよい自転車を更に身近なものとし、国内外に東京の魅力を発信するため、「GRAND CYCLE TOKYO」プロジェクトとして自転車に関する様々なイベント等を総合的に進めていくこととしている。

本プロジェクトにおいて、国内外におけるサイクルコミュニティの形成、自転車を通じた環境・健康・まちづくり等に寄与する自転車活用推進、あわせて事業の価値向上、東京の世界でのプレゼンス向上のため、大規模なファンライドイベントとの連携体制の構築を検討しているところである。

国内外への発信力を強化し、ブランド価値を高めるとともに、認知度を向上させていくため、国内外の他大会との連携について、どのような戦略・方法が有効かつ実現性が高いか諸条件等を調査・検証する。

5 実施体制等

本委託の履行に当たり、以下に留意しながら進めること。

- (1) 契約締結後速やかに、本委託を履行するために必要な人員を確保するとともに、調査・分析等の業務に当たっては統括責任者その他必要な人員を配置し、委託業務の履行に支障をきたすことのないよう、万全の体制で全体調整と進行管理等を行うこと。

また、効率的かつ円滑に履行するための実施体制を整え、その体制図を契約締結後10日以内に提出して委託者の承認を得ること。

- (2) 契約締結後速やかに、本委託の全体に係る実施計画・スケジュール等を作成し、契約締結後10日以内に提出して委託者の承認を得ること。

6 通則

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて、作業を進めるものとする。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、委託者と協議の上、決定するものとする。

- (2) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。
- (3) 受託者は、本事業の実施に当たっては、サステナビリティに配慮し、事業に伴い発生した廃棄物等は最大限リサイクルする等、環境への負荷を最小限にするよう努めること。また、東京都グリーン購入ガイド（2025 年度版）の基準を満たすこと。なお、プラスチック素材（塩ビ加工を含む）を使用したものを作成・使用する場合には、委託者と協議の上、決定することとする。

7 支払方法

業務完了後、委託者が履行を確認した後、受託者からの適法な請求書に基づき、一括で支払う。

8 委託内容

調査に当たっては、フルマラソンの「アボット・ワールドマラソンメジャーズ (Abbot tWMM)」及び「ジャパンプレミアハーフシリーズ」等の事例を参考にしつつ、大会ごとにコースの距離・難易度、ターゲット層が異なる等ファンライドイベントの特性を踏まえ、国内外におけるサイクルネットワークの構築、各地域のサイクル文化や観光資源の魅力発信、各大会相互の情報・ノウハウの共有やプロモーション活動の推進につながるものとなるよう、調査・検討を実施すること。

以下(1)・(2)に係る調査・検討については、令和8年6月末までに中間報告書、令和8年9月末までに最終報告書の提出を行うこと。委託内容の詳細は以下のとおりとする。

(1) デスクトップ調査・ヒアリング調査の実施

国内外の他大会との連携に向けて、以下を含む、国内外の大規模ファンライドイベント（国内10件、国外20件程度）について、文献や先行研究、公式ホームページ、関連記事等を調べるデスクトップ調査又は主催者等へのヒアリング調査を実施すること。

なお、中間報告提出時を起算として過去3年以内において既に同様の調査を実施している場合は、その成果の活用も可能とする。

【調査対象とする大会】

(国内)

計10件程度

- ・ニセコディスカバリーサイクリング（北海道 令和8年8月開催予定）
- ・Mt. 富士ヒルクライム（山梨県 令和8年6月開催予定）
- ・富山湾岸サイクリング（富山県 令和8年4月開催予定）
- ・サイクリングしまなみ（広島県・愛媛県 令和8年10月開催予定）
- ・ツール・ド・おきなわ ※一般参加の「サイクリング」カテゴリーを想定（沖縄県 令和8年11月開催予定）

※その他同規模の大会5件程度を受託者が選定すること

(国外)

計 20 件程度

- ・ バイクニューヨーク (アメリカ ニューヨーク)
- ・ RBC グランフォンドウィスラー (カナダ バンクーバー)
- ・ ケープタウンサイクルツアー(南アフリカ ケープタウン)
- ・ スプリングサイクル (オーストラリア シドニー)
- ・ プロセッコ・サイクリング (イタリア トレヴィーゾ県)
- ・ シュテルンファールト (ドイツ ベルリン)
- ・ ブラバントモーイステ (オランダ ブラバント州)
- ・ ホノルルセンチュリーライド(アメリカ ハワイ ホノルル)
- ・ バイクザドライブ (アメリカ シカゴ)

※その他同規模の大会 10 件程度を受託者が選定すること

調査においては、以下の点に留意した上で実施すること。

- (ア) 受託者において、調査対象とする大会を選定し、事前に委託者の承諾を得ること。
- (イ) 受託者において、調査の項目を検討すること。調査項目は以下の内容を含め、その他必要に応じて追加することとし、事前に委託者と協議の上、承認を得たものを確定版とする。なお、主催者側の都合により確認が困難な内容等については、委託者と協議の上、回答不可としてもやむ無しとする。

【主な調査項目】

- ・ 大会の基本情報 (開催日・場所・コース・距離・参加者人数・ターゲット層・特徴・歴史 等)
 - ・ 大会の主催者・運営体制・組織体制
 - ・ 財務情報
 - ・ 協賛スポンサー・協賛金
 - ・ 他大会との連携 (連携有無、連携がある場合は相手先・形態・内容・参加要件等の詳細)
 - ・ 連携先としての適否 (適否の理由・根拠、連携メリット等含む)
- (ウ) ヒアリング調査は、前項の調査項目を確認するため、必要に応じてメール、オンライン又は訪問形式にて実施するものとする。オンライン又は訪問形式で実施する場合は、大会ごとの調査項目のボリュームや面談時間を検討した上で、各主催者等と面談日程の調整を行うこと。調整後、ヒアリング調査のスケジュールを作成し、委託者の承認を得た上で主催者等への案内を行い、調査日程を確定させること。なお、委託者が指定する場合には、ヒアリング調査に同席することができるよう、調整すること。

(エ) なお、各主催者等へのヒアリング調査終了後、結果を分析し、疑義がある点については電話やメールで聞き取る等により疑義を解消すること。

(2) 他大会との連携に係る施策展開の方向性等の取りまとめ及び提案

上記の調査結果に基づき、委託者が取り組むべき他大会との連携に係る施策展開の方向性を多角的側面から検討の上、取りまとめて提案すること。

また、次の点を踏まえた内容とすること。

ア 国内・国外と区分して、それぞれの連携の方向性について、複数案を示すこと。また、委託者が判断を行う際の多面的な検討に資するものとなるよう、一定の幅をもたせること。

イ 国外における連携については、パートナーシップ協定を締結しているバイクニューヨークを相手先に含めることを必須とし、バイクニューヨークとの関係を中心とした方向性を示すこと。

ウ 各方向性について、連携の相手先、連携先の数、形態、連携への加入要件（要件設定の有無、設定する場合の基準）、コスト及び収支計画、各大会からの拠出金（拠出金設定の有無、設定する場合の金額・算定根拠）、連携メリット、ブランディング展開方法（ブランド戦略、ロゴマークの作成等）、各種権利の管理保護、参考事例等の詳細を示すこと。

エ 連携する大会へ参加する一般参加者のメリット、インセンティブ等を示すこと。

オ 連携に係る協賛スポンサーの獲得戦略及び計画、協賛金額の目標、協賛メリット、セールスシート案、連携を実施せず現行スキームにてセールスを続けた場合との協賛金額の比較等を示すこと。

カ 連携を運営する事務局について、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会が中心に担うことを前提とし、組織体制、事務局の開設・運営に係るコスト、必要な機能（例：法務・広報（WEB ページ運営・システム運営含む）・問い合わせ窓口・協賛対応等）、事務局の開設・運営に必要な要件リスト等を示すこと。

キ 連携に向けたコンセプトノート案、契約・協定案（国外については日本語及び英語版）、連携稼働後のロードマップ、連携に係る課題等を示すこと。

ク 提案内容については、視覚的にわかりやすい構成とするとともに、施策提案に至るまでの理由、プロセスを盛り込むこと。

(3) 他大会との連携に向けた関係者調整等の支援

(2) の方向性等の取りまとめ及び提案の前後問わず、当該契約期間において、委託者が実施する以下の関係者との調整等について支援すること。

ア 連携先のファンライドイベントの主催者等との調整

- ・連携内容、連携協定の締結等に係る調整支援
- ・打ち合わせの日程調整・議事進行・議事録作成・国外の相手先については資料の英訳等（全 10 回程度（5 イベント程度を各 2 回程度）を各回 1 時間程度）

オンラインを基本とするが、委託者と協議の上、必要に応じて対面も可能とする
なお、国外の相手先については日本語及び英語対応できるよう通訳を手配すること

イ バイクニューヨークとの調整

- ・連携内容等に係る調整支援
- ・オンライン打ち合わせの議事録作成・資料の英訳等（全6回程度を各回1時間程度）
また、日本語及び英語対応できるよう通訳を手配すること
なお、打ち合わせの日程調整や議事進行等については委託者が実施する

（４）中間報告書の提出について

（１）（２）の内容について、令和8年6月30日までに中間報告書を作成し、提出すること。

（５）最終報告書の提出について

（１）（２）の内容について、令和8年9月30日までに、最終報告書を作成し、提出すること。

最終報告書の提出に当たっては、中間報告書でまとめられた内容含めて一連の流れを構成し、今後の方向性及びどのような事業展開が望ましいかを明確にすること。

9 業務履行における留意点

- （１）本委託の実施に当たっては、調査手法、分析手法、提案等について業務の詳細を含めて委託者に適宜協議・報告をしながら進めること。また、業務の進捗状況・調査状況について週に1回以上委託者に報告し、必要に応じて書面で提出すること。
- （２）本委託に係る会議、打合せ等において、委託者から出席要望があった場合、受託者はこれに応じなければならない（委託者と受託者の定例会（月2回程度を各回1時間程度）及び国内協賛スポンサー関係等の打ち合わせ（全4回程度を各回1時間程度）を含む。必要に応じて、委託者と協議の上、オンライン実施も可とする）。また、打合せ等の議事録を作成すること。
- （３）本委託に係る調査の実施に当たっては、対象者や実施方法等について委託者と事前に協議すること。また、調査・ヒアリング対象者に本調査の目的、意図、留意点等を説明し、調査への協力の意思等を十分に確認した上で行うこと。なお、本件は事業実施の実現可能性を検討する段階であり、調査・ヒアリング対象者に対して不快感、不信感、過度の期待を抱かせないよう対応・情報の取扱いには十分に配慮すること。
- （４）文献等を利用する場合は、その出典を明らかにすること。引用に当たり著作権等の許可が必要な場合は、その許可を得て引用すること。また、著作権を含む知的財産権、肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

- (5) 中間報告書、最終報告書の作成に当たっては、委託者と十分に協議の上、概要をまとめた簡易版と詳細版の2種類をそれぞれ提出すること。なお、報告書の作成に当たっては、委託者が調査・分析内容を把握しやすい構成を採用すること。また、必要に応じて図表・写真やイメージスケッチ等を活用し、わかりやすい内容とすること。

10 納入物件

- (1) 受託者は、令和8年6月30日までに、次に定める成果物を提出すること。
- ・ 8(4)に記載する中間報告書 電子データ及び紙ベース(3部)
- (2) 受託者は、令和8年9月30日までに、次に定める成果物を提出すること。
- ・ 8(5)に記載する最終報告書 電子データ及び紙ベース(3部)
- (3) 受託者は、令和9年3月31日までに、次に定める成果物を提出すること。
- ・ 8(3)を含む本委託全体の業務実施に係る報告書 電子データ及び紙ベース(3部)
- (4) 受託者は、成果物の作成に当たっては、体裁、配置、表示方法及び内容等、委託者と十分に調整すること。なお、作成等に当たり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (5) 成果物として提出する電子データ及びその集計方法については、個人情報等の機密情報に配慮し、当該情報を含まない形で提出する等、委託者と協議の上、決定すること。
- (6) 電子データのフォーマットについては、CD-R 又は DVD-R、報告書は Windows 上で加工可能な画像データ及び Microsoft Word・Excel・PowerPoint での編集が可能な形式とし、合わせて PDF 化したデータも同梱すること。その他、特定のアプリケーションに依存するデータのファイル形式については、委託者と協議の上決定すること。

11 納入場所

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会

(東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部国際大会課内)

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

12 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務で得られたデータ等を目的外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務で得た画像等の使用、保存処分等に当たっては、細心の注意をもってあたり、絶対に外部に漏えいすることのないよう、秘密の保持に万全を期すこと。
- (3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (4) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人(秘密情報を知得後退職した者も含む。)に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
- (5) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等について、秘密が不当に開示又

は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。

- (6) 委託者は、受託者が秘密保持に関する義務違反又は義務を怠った場合、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。

13 個人情報の取扱い

委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。委託期間の満了後は、保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を委託者に返却するものとする。

14 権利の帰属

- (1) 本委託において作成した全ての成果物において、その著作権（著作者人格権を除く。）は、委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の承諾なしに、本委託による成果物を、ほかに公表、貸与又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、成果物の作成等に当たり映像、文献等を引用・使用する際には、著作権の使用許諾等に関し、受託者の責任において、必要な処理を行わなければならない。

15 一括再委託の禁止

受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するに当たっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下「協力会社」という。）が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

受託者は、協力会社が委託者の競争入札参加有資格者でない場合、委託者の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないことを確認する。

16 環境により良い自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提

示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

17 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関し、東京都サイバーセキュリティ基本方針（令和7年4月1日施行）(https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/ict/pdf/cyber_security.pdf)と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することできなかったことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

18 賠償責任

本委託の履行に当たり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、委託者と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

19 その他

- （１）本契約の履行に当たって必要な一切の経費については、本契約金額に含むものとする。
- （２）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。

20 担当

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会

（東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部国際大会課内）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号